

使用済自動車再資源化の効率化及び合理化推進等調査費

38百万円(10百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)は、平成22年2月に附則に定められた見直しの時期を迎えることとなる。

本事業は、自動車リサイクル制度の見直しに必要となる現行制度の課題・問題点の抽出及び対応方策を検討し、制度改正等の追加的施策を講じるため、自動車リサイクル法における再資源化の高度化検討、使用済自動車の不適正処理対策の検討を実施するものである。

2. 事業計画

自動車リサイクル法における再資源化の高度化検討調査

(平成21年度～)

- ・ライフサイクル分析等を用いた、自動車リサイクルシステムにおける未利用資源の賦存量の把握及び未利用資源の再資源化手法の検討
- ・フロン類回収業者におけるフロン類の適正回収量の目安の検討
- ・使用済自動車からのレアメタル回収の実施可能性の検討

使用済自動車の不適正処理対策検討調査(平成21年度～)

不適正処理行為の形態や動機付けを調査し、当該行為を制度的に防止する方策を検討するもの。

3. 施策の効果

現行制度の課題・問題点の抽出及び対応方策を検討することにより、必要な制度改正等の追加的な施策を講じることができる。

4. 備考

使用済自動車再資源化の効率化及び合理化推進調査費 38百万円

(目) 環境保全調査費(民間事業者に対する請負事業により実施予定)

(内訳)

自動車リサイクル法における再資源化の高度化検討調査 30百万円

使用済自動車の不適正処理対策検討調査 8百万円

自動車リサイクル法の見直し検討

使用済自動車再資源化の効率化及び合理化推進調査費 38百万円 (10百万円)

背景

自動車リサイクル法は、現在、施行後3年半が経過し、附則に定められた見直しの時期を迎えたことから、本年7月より中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において見直しの検討を行っている。



自動車リサイクル法の課題

現行制度の課題・問題点の抽出及び対応方を検討し、制度改正等の追加的施策を講じる必要がある。

- ・資源性（レアメタル、貴金属、ベースメタル）・有害性（水銀、難燃材等）に着目した自動車リサイクルの水準高度化への対応
- ・不法解体・不正輸出への対応（小樽港（H19）、新潟港（H18）、名古屋港（H19）において事案発生）等



事業内容

- 1 自動車リサイクル法における再資源化の高度化検討調査
自動車リサイクルシステムにおける未利用資源賦存量調査 11,765千円
フロン類回収業者における回収実態調査 6,644千円
自動車部品中のレアメタル回収モデル調査 11,923千円
- 2 使用済自動車の不適正処理対策検討調査 8,110千円